

# ドイツ連邦共和国におけるジェンダーに関する 法曹継続教育序論\*

南野佳代、内藤葉子、澤 敬子\*\*

## 要 旨

本報告は、ジェンダーに関する課題を中心に法曹継続教育についての比較研究を行うため、2007年7月にドイツ連邦共和国（以下ドイツ）において実施した調査に基づき、ドイツにおける法曹継続教育についてジェンダーを中心に考察することを目的としている。

裁判官・検察官などの公務員についての継続教育は、国内に二ヶ所あるリヒターアカデミーが行っており、義務的なものではないが実質的な効果を持っていると考えられること、弁護士については、専門弁護士制度が継続教育の役割を果たしていることが明らかになった。ジェンダーにかかわる諸問題に対応する個別立法などが行われれば、当該法を扱う個別コースが提供されるが、いずれにおいても、ジェンダー法学／理論のみが取り扱われるコースは常設されていない。また、法曹全般に対して任意の団体による多様なセミナーが提供されており、それらセミナーも継続教育機能を果たす非公式の機会提供であることが明らかになった。

キーワード：法曹継続教育、ジェンダー、法曹養成

## I. はじめに：研究課題と調査の位置づけ

本稿は、科学研究費補助金による研究「ジェンダーに関する法曹再教育プログラムの開発・実施・制度化に関する研究：欧米アジア比較」（基盤研究（B）課題番号19330027）<sup>1)</sup>の研究計画に従い、海外における法曹継続教育について、2007年7月にドイツ連邦共和国（以下ドイツ）において実施した調査の報告を主たる素材として、ドイツにおける法曹継続教育についてジェンダーを中心に考察することを目的としている。ジェンダーに関する法曹継続教育を取り上げ

\* 本稿は2007年度科学研究費補助金（基盤研究（B））による研究「ジェンダーに関する法曹再教育プログラムの開発・実施・制度化の研究：欧米アジア比較」（課題番号19330027）の成果の一部である。

\*\* 執筆者の所属は以下である。

南野佳代	京都女子大学現代社会学部	准教授
内藤葉子	近畿大学	講師
澤 敬子	京都女子大学現代社会学部	准教授

1) 申請時の研究課題名は法曹再教育であるが、米国では継続教育（Continuing Legal Education）と呼ばれており、他国においても継続という言葉が使われている（たとえばオーストラリアでは「継続的専門性開発」、Continuing Professional Developmentとの名称で数年以内に全国統一の継続教育制度が設立されると見込まれる。この点に関しては、別稿に譲る。）ために、本稿では以後法曹継続教育、CLEと呼ぶこととする。義務的継続教育をとくにMCLE（Mandatory Continuing Legal Education）と呼ぶ。

る意義としては、以下の3点をひとまず挙げておきたい。

第一に、日本における法曹教育は、法制度改革においても養成教育に重点を置かれている。これは、法曹の質の確保の観点から、当然のことである。反面、一旦養成してしまえばその後のことは、各自の研鑽、あるいは所属機関内の研修にすべてを委ねることになりかねない。しかし、市民生活は日々変化し、立法・判決をはじめとして、法が日々変化している現代社会において、養成後、法曹が実務において経験を積むこと以外に、どのような方法でその専門性の陶冶を行い、最新の情報をもちつつ実務を行うことができるかは、法的サービスの質の確保の観点から極めて重要な問題である。

第二に、法曹の数を増やし、現代社会における法的ニーズに応えるということは、法曹に求められる専門性・能力についても多様化と質の高さが当然期待されるのであり、法曹がそれぞれに自らの専門性を鍛え続けることが求められるのであり、その継続教育制度がどのようなものであるかは、法的サービスの質と量の維持向上には決定的な影響力をもつといえよう。第三に、特に理論の発展と法的展開が最近めざましいジェンダーに関する法的知識が実務に反映される方法として、継続教育を調査に基づき現実と理念との整合性を図る方途とともに検討することは、ジェンダーのように新しい視点が提起する新しい問題とその対処としての法の展開が起これるとき、どのように法曹の専門性にかかわる教育を実施していくことができるのかという課題へのひとつの答えを探る試みである。これは、複雑化し多様化していく現代法を担う法曹が多様で質の高い法的サービスを提供することをどのようにサポートできるのかという点で、市民生活と法制度にとっての課題である。

今回の調査は、ドイツにおける法曹継続教育の実情を、裁判官、検察官、弁護士に対する聞き取りを通じて、制度面だけでなく、その実際の運用における特徴を明らかにすること、および継続教育を受けたことのある法曹たちからの研修に対する評価等を明らかにすることを目的として実施した。ドイツで調査することの意義は、いうまでもなく、日本の近代化過程においてドイツ（プロイセン）の法制度を継受し、法曹の教育課程も共に参照したことがあげられよう。また、ドイツにおいてもEU加盟国としてEU内での共通の実務家養成制度の構築へ向けた試みとともに、グローバル化（あるいは米国化）をやはり免れることはできず、現在法曹教育制度、法曹資格も含めて改革中であることもまた、参考になるものと思われる。

さらに、日本と同様、ドイツにおいては女性に対する高等教育の機会が閉ざされていた時期が比較的長く、女性が初めて法曹資格を得ることができたのは1922年である。（黒田：2006：44）このドイツにおける進展は日本における女性の高等教育の機会と法曹資格取得の機会を開く議論の理論的基礎を提供し、実際、日本における女性の法曹資格認定における議論では、西欧諸国、とくにドイツ、フランスの動向が大きな影響力を持ったといわれている。日本初の女性法曹（3名）が誕生したのは1938年である。（黒田：2006：175）

今回の調査における目的は、ドイツ共和国における法曹の継続教育について、第一にはその全体的な構造について知ることである。第二に、本科学研究の中心的課題である、ジェンダー

にかかわる諸問題についての継続教育の実情について、研修を経験した法曹からその内容の評価も含め、知見を得ることである。具体的には理論的視点や知識の浸透、関連諸法の内容と運用についての知識・情報伝達と問題点の共有および対処方法などが、継続教育においてどのようにカリキュラム化され実施されているのかについて、法曹三者とジェンダー法学研究者に聞き取りを行うことである。

なお、本稿の構成は、Ⅱ章において、調査対象となったドイツにおける法曹および法曹養成と、法曹における女性の位置を概観し、Ⅲ章において、ドイツ調査実施概要を報告する。続いて、ドイツで裁判官・検察官に関する公式の継続教育を行っているリヒターアカデミーについて、Ⅳ章でその概要を報告することとする。

## Ⅱ. ドイツ法曹・法曹養成とジェンダー

対象国による違いはあろうが、本調査をもとに最終的に比較検討するためには、以下の事柄を考慮する必要がある。まず、継続教育が一連の法曹養成制度の一部であることから、〔1〕その国の法曹養成制度全般の意義・目的ほか、その国の養成制度の位置付け、特に法学部教育との継続・分断、〔2〕その中での継続教育の意義・目的・位置付けなどである。また、継続教育におけるジェンダー視点と関連する重要な要素として、〔3〕ドイツ法学教育カリキュラムにおけるジェンダー関連科目、ジェンダー視点／ジェンダー法学の位置付け<sup>2)</sup>、〔4〕法曹養成制度の（継続教育に対する）初期教育におけるジェンダー視点の位置付けが、さらに、背景的な状況を知るためには、〔5〕ジェンダーおよびジェンダー関連法の意義・評価・その社会での必要性、〔6〕法学教育・法曹における女性の位置付けなどの検討も必要となってこよう。

しかし、これらについては、そのそれぞれが個別の検討を必要とする課題であり、本章では、Ⅲ、Ⅳ章を理解するために必要な範囲でのみ、1. ドイツの法曹養成制度を近年の改革を含み簡単に確認し、2. ドイツ法曹における女性の位置を素描する。

2) 簡単な状況把握としては、その後の変化の大きさは予想されるものの少なくとも1997年における論文においてフランシス・エリザベス・オルセンが、ドイツにおける法関係のフェミニストの仕事はそのほとんどが社会学の教授達によるものであり、また、法律実務家による仕事もあるがそれらにはほとんど専門的評価は与えられておらず、「これまでのところフェミニズム法学について論文を書いた女性は存在し」ないと述べている。(オルセン：1997：117) 一方、90年代半ば以降のフェミニズム研究全般については、2001年に姫岡とし子が、「フェミニズムが無視あるいは周縁化された時代は過ぎ去り、フェミニスト研究者は新たに設置された女性学やジェンダー関係の講座に職を得て」おり、「制度機関を活用して女性の社会的に不利な状況を改善したり、個別問題の専門的・実質的解決をはかることが重視されるようになった」と指摘している。(姫岡：2001：107, 108) 実際、たとえば、聞き取りを行ったブレーメン大学における2008年度カリキュラムには、学部の副専攻としてではあるが複数のジェンダー関連科目（「ジェンダー研究の基礎概念と方法」、「インターセクショナルリティ」、「ジェンダーと暴力」など）が見られる。なお、法学部専修科目としては、「女性の法と政治」という選択科目が見られた。

## 1. ドイツにおける法曹養成制度

それでは、まず極めて簡単にではあるが、ドイツにおける法曹養成を、近年の法曹養成制度改革も含み確認する。

### ①ドイツにおける法曹養成

2003年に法曹養成制度改革が行われたが、その際、大きく問われたのが、従来からの裁判官養成を中心とした「裁判官モデル」の法曹養成制度である。

ドイツでは、法律家の資格は、均一した法曹の質を維持する目的で、二つの国家試験を通過してのちに与えられてきた。まず、第1次試験（司法修習試験）は、大学生として最低7ゼメスター（3年半）の教育を受けたのちに受ける、連邦の各州の司法省により実施される国家試験である。この通過により、司法修習生となり、国家公務員としての給与を受ける最低2年の修習を受けてから第2次試験（判事補試験）を受験する。この二つに合格し資格取得した者は、「裁判官職につく資格」を獲得したのであり、「完全な法律家」となれる。法曹養成制度は、論理的・合理的志向の育成、責任ある決定能力の育成、という側面において評価されており、法律家は、裁判官、検察官、上級行政官吏、教授として、また、弁護士、公証人、経済界の指導的人物として働いている。

ドイツでは、伝統的に、国家の法曹として「一体的な法曹（Einheitsjuristen）」観が強く、またそこで想定されたモデルは、裁判官であった。その歴史は古く、16世紀半ばにおける裁判所規則で、既に裁判官の質の確保を行うことが定められ、以降、裁判官候補者の能力は、実際の法律事件の処理を含む口述試験によって確かめられ続けた。その後、17世紀から18世紀にかけて、プロイセンにおいて、統一的中央集権的な領邦に変質させるため、合理的に統率された行政・裁判組織、官僚層を必要としたため、1717年には、法律資格を要する国家官職すべてに対して、大学の法学教育だけでなく国家による採用試験が要求され、しかもそれは、実務の知識の証明も必要とするものとされた。プロイセン全体を統括する法曹養成制度は、1781年に制定法化され、1793年に修正されて、「プロイセン一般裁判所令」として施行される。これは、ラント、とくにプロイセンの実定法であり2万条以上の法文からなる「プロイセン一般ラント法典」を学ばせることを目指したのもであった。以降、今日にいたるまで200年以上、法律家の養成は裁判官資格を基準になされるようになったのである。（ゼラート：2005：183）

### ②法曹養成制度改革の課題

しかし、このような裁判官モデルの法曹養成は、法律家資格取得者の急増に伴う弁護士の増加のなかで、近年特にその意義を問われ、弁護士モデルへの変化を余儀なくされ、司法の一体性を担保してきた連邦法である「ドイツ裁判官法」、同じく連邦法の「連邦弁護士法」、「ドイツ裁判官法」の大綱の範囲内においては州が定めることができ大学教育に関わる法である「法曹養成法」が2003年に改正された。大学における法学教育、試験制度、司法修習生教

育が改革されたのである。

では、具体的に、改革においてどのような問題が課題とされたのであろうか。

70年代の教育のマス化により、大学進学者は急増し、法学部進学者も増加した。ドイツにおいては教育・文化高権が州に属しているため、80ほどあるほぼすべての大学が州立・無償で、入学試験がなく大学入学資格（アビトゥーア）さえ持っていればよく、参入への障壁は少ない。大学における理論教育と終了後の実務修習の両方があるのはじめて完全な法律家になると考えられており、法学部に殺到した学生は、その多くが国家試験を受けて法律家になろうとする。これは、大学は単位を認定するだけで固有の卒業資格認定をなしえず、法学部の教育は国家試験によって完結したためであろうし、また、国家試験が競争試験ではなく合格率が85%あり、その後、修習生として2年間の手当てが保障されることも影響を与えたであろう。ちなみに、1996年には12573人、1997年には9761人が、第二次国家試験に合格している。（鈴木：2000：11）一方、1970年代に至るまでは、合格者のおよそ三分の一が裁判官、検察官、行政官への就職ができたが、その数は限られていたために、80年代後半からは、市場に弁護士が溢れることとなった。1960年代までは、裁判官と検察官の合計数は1万5000人、弁護士の総数1万8000人であったが、東西ドイツ統一を経て1990年代の末までに、裁判官と検察官の合計数は2万人を超える程度にとどまったのに対し、弁護士は10万人を超えたのである。（小野：2003：53）弁護士の困窮化（自己破産の多さなど）、年月をかけて取得した国家資格を持ちながら弁護士どころか法曹以外の職に就かざるを得ない者の多さが、問題とされるに至った。

このようななか、大学における教育の中心は、パンデクテン法の構造と内容を体系的に習うことであり、法曹養成の目的は、裁判的、行政管理の、法律相談の実務能力の達成とされてきたが、実際に、もっとも考慮されてきたのは、裁判的な能力の達成であった。（小野：59）しかし、弁護士職に就く者が8割を占める状況においては、法学部教育の現実とのミスマッチが問題化され続けていた。

また、国家試験を確実に高得点で合格することを目指すため、修学期間の長期化も生じていた。ごく近年に最近にいたるまで、受験期間と修習期間を合わせれば10年かかるのも珍しくなかった、という指摘があるほどである。（Urlike：2003：271）これに関しては、何度か改革が行われてきたが、目立った効果が上らないままであった。1990年代には、学部の平均在学期間が6年に達しており、90年代の急激なグローバル化、大学教育におけるEU共通基準の導入、EUレベルの法への対応の必要性は、市場における他国の法律家たちとの競合の可能性を生み出し、資格取得までの期間の長さ、法学教育内容のミスマッチとともに、法曹界に大きな危惧を与えるものであった。

加うるに、経済面においては、司法修習を受けるも者の多さは、直ちに国家予算に影響を与える。とりわけ90年代における緊縮財政政策のなかで、国家の法曹を維持するためとはいえ、膨大な数の司法修習生らに財政を使い続けることに対し、疑問が投げかけられたのである。

### ③改革の内容

ドイツにおいては、法曹養成改革議論は常に存在し、改革が繰り返されてきたが、90年代後半においては、以上の点に関して法曹改革の議論が沸騰し、2002年に改正が行われ、2003年に施行された。具体的には、改革は、以下の4点にわたる。(小野：2003：59)<sup>3)</sup>

第1に、第一次国家試験の約30%に相当する試験を、大学が重点科目に関する試験として独自に行うことになり、従来の統一的な国家試験は姿を消した。2006年からは、2年間の修習に続き受ける第二次試験のみを、国家試験として各州が行うものとなった。

第2に、これに伴い、大学における法学教育は、従来と大きく内容を変えることとなった。従来の教育においては実質的に最も配慮されてきたのは裁判的な能力の達成であるが、実務的な能力の必要性が強調され、そのために、非法律的な能力、たとえば、交渉能力、会話遂行力、レトリック、紛争解決能力、調停力、尋問法、コミュニケーション能力などの獲得が重要なものとされた。また、外国法律家との競合に耐えうるよう、外国語能力の習得も法曹養成の重要な部分とされた。

第3に、実務研修の改革である。実務修習では、弁護士としての実務能力取得が強調され、弁護士研修の期間と密度が強化され、従来の最低3ヶ月、通常6ヶ月から、9ヶ月へと延長された。

第4に、裁判官の資格について、従来、国籍、信条、専門能力に限られていたが、社会的資質の項目が加えられ、今後は、人生経験や職業経験が裁判官となる要件とされた。

以上、法曹養成の中心は、従来の裁判官養成から、現代社会の要求に応えての弁護士養成へと移行している。2006年7月から、この改革によって国家試験ではなくなった第一次試験が実施されており、現在、まさに変革の途上にあるといえよう。

## 2. ドイツ法曹における女性の位置

それでは、さきのように、二つの国家試験制度によって、長きにわたり「国家の法曹」としての地位を保ち続けてきた集団における女性の位置は、どのようなものであったのであろうか<sup>4)</sup>。

### ①女性の法曹への参入：「苦悩の道」から

ドイツは、従来、女性役割および女性性について、非常に強いステレオタイプが支配してきた国であり、女性法曹の平等への道も、他の職業におけるそれと比べられないほど厳しく、「苦悩の道」と呼ばれてきた。法曹における女性の地位の歴史を概観してみよう。(Schultz：2003：271)

3) 以下の4点へのまとめ方は、小野のまとめをそのまま踏襲したものである。

4) 以下、Ulrike Schultzを参考にしている。

1900年代に入っではじめて女性の法学部への進学が認められ、1912年には、第一次国家試験に初めて複数の女性が合格したが、第二次国家試験受験の有資格者とはみなされなかった。しかし、1919年、第一次世界大戦が終り、ワイマール共和国が女性に対し男性と平等な地位を認め、1922年には、司法及び司法官職への女性の参入を認める法規が通過し、1930年には法学部学生の2.3%、裁判官10000人のうち74人、1933年には18766人の弁護士のうち252人が女性となった。

しかし、ナチスが政権についてからは、女性は、司法や国家関連の職から組織的に追放され、女性の弁護士志望者は職業参入を一人も認められなかった。翌年ヒトラーが、今後女性は司法職と弁護士職では働けないという命令に署名し、女性は、総統のための子供を育て家庭をみる仕事が期待される。1939年の女性弁護士は7名のみで、女性裁判官は児童福祉や監護に関する行政職に異動させられ、男性裁判官が前線に行き空いた職につくこともあったが、戻ってくれば辞めさせられていた。

第二次大戦終了がするも、このような男性優先が続き、1959年の公務員関連法規には、依然、独身者規定が存在しており、女性は結婚すれば退職させられるか自主退職するかの状態であった。その後、1960年から70年の初めまでは、結婚した女性が働き続けるのは、男性の稼ぎ手の職場を失わしめるからという理由で不適切とされており、母親が家庭外で働くべきかどうか、という議論は80年代まで続き、現在もときおり再燃するという。(Schultz: 2003: 223)

## ②その後の変化

1970年代の教育制度の改革後、はじめて法曹における女性の数が増加し始めている。具体的には、1970年において6.0%であった女性裁判官の割合は、1989年には13%（総数17627人中3109人）に、1999年には26.3%（総数20920人中5506人。但し、1989年から1999年における裁判官数の増加は、ほぼ東西ドイツ統一によるもの。）に伸び、四人に一人の裁判官が女性という状態になっている。また、検察官は裁判官に遅れるものの、同じく1970年において5.0%が、1989年には17.6%、99年には27.9%と裁判官をしのぐ伸びを示している。女性の法学部卒業生の大部分が進む弁護士職においては、1970年に4.5%であったが、1989年には14.7%、1999年には23.7%を占めている。割合は裁判官、検察官に劣るものの、1999年における総数は、97791人のうち23139人であり、きわめて多くの女性弁護士が市場に参入している。新規参入に限れば、現在、各法曹への二分の一は女性である。

司法はもっとも差別がないところと言われ、裁判官、検察官の労働条件は家庭と仕事を両立したい女性には理想的な職場となっている。職場による配置と本人の選択の結果、女性裁判官は家族法のような特定の分野に集中しやすく、検察官の場合は、一般（犯罪）的な部署か少年非行の分野に集中しやすい。また、近年創設された労働裁判所や社会裁判所において、女性裁判官が多くなっている。しかし、昇進については、家庭との両立が困難で、希望する者、悩む者、最初から諦めている者が三分の一ずつの状態である。(Schultz: 2003: 283)

弁護士については、女性弁護士の収入は、特に独立事務所において男性弁護士の収入よりもずっと低く、弁護士会における女性の影響もそれほど目立たつものではない。(Schultz : 275) また、ごく近年になってさえ、非常に有名な弁護士事務所で、二人目の子どもを妊娠した女性弁護士が退職を促された事例も存在する。しかし、一方、大型の国際的な弁護士事務所などでは、顧客の中に女性管理職が急速に増え、男性ばかりのこのような状態を遅れた状態とみなすこともあるため、積極的に女性弁護士を雇用する事務所もあり、そこでは、タフでビジネス中心の新しいタイプの女性弁護士も出現してきている。(Schultz : 2003 : 290)

以上、Ⅲ、Ⅳ章の理解に寄する範囲で、ドイツにおける法曹養成と法曹における女性の位置を概観した。

### Ⅲ. ドイツ調査概要とまとめ\*\*\*

1. ドイツ調査について、日程と聞き取り協力者は以下のようであった。

①ゲッティンゲン市 (ニーダーザクセン州) における聞き取り調査

7月26日 (木)

13:30-15:00

ゲッティンゲン連邦地方裁判所・地区裁判所 副所長 Frau Marine Marahren

15:30-17:00

ゲッティンゲン検察庁 検事 Frau Dagmar Freudenberg

7月27日 (金)

13:00-15:20

ゲッティンゲン検察庁 検事 Frau Dagmar Freudenberg

16:00-18:00

ゲッティンゲン弁護士会 家族法専門弁護士 Frau Ingrid Hennig、

税務・経済法専門弁護士 Frau Simone Schmidt

7月31日 (月) 13:30-16:00

②ブレーメン市 (ブレーメン州) ブレーメン大学 ジェンダー法研究センター

教授 Frau Constanze Plett

各聞き取り協力者には事前に質問表を送付し、調査当日はその質問表への回答を聞き取り、追加的・補足的質問および聞き取り協力者の個人履歴についていくつかの質問を行った。また、ブレーメン大学Plett教授にはジェンダー法学の法学教育への導入およびカリキュラム化の時

---

\*\*\*ドイツの調査に当たっては、計画および実施においてゲッティンゲン大学非常勤講師である西川珠代氏に多大なご尽力を賜った。西川氏の協力がなければ、このように充実した調査は困難であった。ここに記して謝意を表したい。



期・あり方等、法学教育全般におけるジェンダー／ジェンダー法学の位置づけについての質問に重点を置いて実施した。学部における導入の経緯と現状を知るには、法学全体におけるジェンダー／ジェンダー法学の位置を知るためには重要である。というのは、ジェンダー法学の法学教育における位置づけがなされていないならば、実務家対象の継続教育におけるジェンダーの位置づけはその足場をもちえないからである<sup>5)</sup>。

## 2. 聞き取り内容のまとめ

以下では聞き取り内容を、調査結果全体について、①ドイツの法曹継続教育制度にかんする事柄と②調査協力者の個人履歴に関する事柄に分けて整理し、若干の考察を加える。また、裁判官の継続教育制度に関しては、実施主体であるリヒターアカデミーと提供プログラムについて、第IV章でより詳しく紹介するので、ここでは全体像を描くために必要な範囲で記述することとする。

### ①ドイツ法曹継続教育制度の全体像

第II章でも述べたように、ドイツにおける法曹養成は近年の改革によりその重心を変えつつあるが、伝統的には裁判官養成型であり、裁判官・検察官という法官養成と継続教育は一体として主として国家（連邦政府と州政府）の予算と計画によって運営されている。他方、弁護士については、養成課程は改革により選択肢が複数化したものの、基本的に同じである。しかし、法官ではないため、国家が関与することはなく、継続教育に関しては「弁護士会」（強制加入団体、任意団体両方含む）の自治と個々の弁護士の研鑽努力に委ねられている。つまり、公務員であるかないかで継続教育の実施責任主体が明確に区別されて実施されていて、改革を経ても伝統的裁判官養成型法曹養成制度に適合的な法曹継続教育制度を維持しているといえよう。

#### i) 裁判官・検察官の継続教育

裁判官・検察官については、連邦、州、地区で内容・期間・対象者がさまざまであるプログラムを提供している。たとえば、初心者向けの実務上必須のトレーニング、一定のキャリアを積んだ検事向けの個別具体的な事件処理などの内容で、必要期間も半日から1週間まであり、提供場所も地区から連邦全体まで各段階がある。しかし、各レベルの間には相互関連性はなく、また義務的継続教育（MCLE：Mandatory Continuing Legal Education）でもないため、参加するプログラムの選択、頻度、期間の長短は個人の興味・関心と自己研鑽意欲による。ただ、研修に参加すると届ければ勤務時間等は上司が調整することになっている。義務的ではないため、

5) フェミニズム／ジェンダー法学の導入の経緯と定着の様相について、極めて興味深い事実をこの調査から知ることができた。この歴史的状況については米国、豪州、韓国、日本のフェミニズム／ジェンダー法学のカリキュラム化の契機と現状を比較することで、フェミニズム運動と学問の社会変動についての仮説を立てることができると見込まれるが、別稿に譲りたい。

昇進にかかわって研修受講が条件とされたり優遇されたりすることはない。

もっとも、ゲッティンゲン地区裁判所副所長のMarahren氏によれば、裁判官・検察官就任後3年ないし4年までの新人対象研修は、法実務初心者向けの重要テーマが取り扱われ、「非常に役立つ」ため、「ほとんどの人が参加する」(Marahren副所長)とのことである。また、昇進については継続教育ではなく、別の「研修」あるいは「第三次国家試験」というべき必要な手続が明確かつ詳細な基準とともに定められており、選択肢も用意されているため、公正であるとの評価であった。

連邦レベルでは、第IV章で紹介するように、連邦政府と州政府が協力(予算支出)して運営するリヒターアカデミーで常勤職員が継続教育の年間プログラムを作成し、講師を手配・依頼し、日程を決定し、告知し、年間170以上のコースを提供している。州・地区(裁判管轄区)においても、年間プログラムが提供されている。たとえばニーダーザクセン州には三つの裁判管轄区があり、ゲッティンゲンが属するブラウンシュヴァイク管轄区では、4ないし5の一日コースを提供している(2007年7月の聞き取り実施時)。

今回の調査の主たる目的であるジェンダーに関するプログラムについては、ジェンダー特定のコースとしてはドメスティック・バイオレンス法、家族法(とくに子どもの扶養、監護権)などがあるものの、ジェンダー法学的な理論や視点、意識化のためのプログラムは見当たらないのが現実であった。ただし、連邦および州レベルにおいて、平等法制は条約(とくに女性差別撤廃条約)、EU指令に基づいて整備されており、それらのテーマの下に一定の研修がなされていることは推測できる。

## ii) 弁護士の継続教育

次に、弁護士の継続教育について調査から得られた知見を整理しておこう。弁護士の継続教育については、弁護士が主として加入する各種任意団体と強制加入の弁護士会(地区と連邦)、および弁護士会が運営する弁護士研修所によるプログラムが提供されている。いずれも任意参加であり、研修会場で実施されるものと、オンラインで提供され、基本的には在宅で受講可能なものがある。オンライン化された継続教育プログラムは、豪州等他の国においても発達しており、とくに地方で個人開業している弁護士等の研修会場まで出向く時間的・金銭的成本負担を最小化し、継続教育へのアクセスをよくし、開業形態を問わず弁護士の研修機会を確保することによって、市民に提供される法的サービスの質の維持向上に役立っている<sup>6)</sup>。

また、特徴的であるのは、一定の専門性を持つ弁護士個人が研修コースを提供することも可能であるとのことであった。義務的継続教育制度ではないため、弁護士開業資格にかかわって、継続教育研修の受講は条件とはなっていない。ただ、ドイツの弁護士にとって実質的な継続教育の役割を果たしていると見ることができる制度が、「専門弁護士制度」である。専門弁護士

---

6) 豪州における法曹継続教育については別稿を準備中である。

の認定は連邦共通の基準により、所属する地区弁護士会が行う。認定条件は、一定の専門領域の研修コースを120時間以上受講し、15時間の試験を受けて合格し、さらに当該専門領域における実務実績として120件以上の案件を処理することである。一旦認定された後は、年間最低10時間の研修を受けることが専門の更新要件とされている。研修に参加したことについては研修時に交付される受講証を所属する地区弁護士会に提出することで証明される。

調査にご協力いただいた弁護士は、上記のように、それぞれ家族法、税法・経済法専門弁護士であった。両氏によれば、後述するが、専門弁護士の資格取得には、伝統的に「男性的」専門と「女性的」専門とに明確にジェンダーによる偏りがあり、それは依頼者が企業か、個人か、金銭的に余裕があるかないか等にも反映されるため、結果として弁護士の収入にジェンダーによる差が生じているとのことである。また、専門弁護士でなくとも、ジェンダーによって依頼内容と依頼者の偏りは生じているとのことであった。実際、都市であるブレーメンで裁判所周辺を観察していると、日本と同様に弁護士事務所はある程度集中しているのだが、家庭裁判所に最寄りの弁護士事務所街には女性弁護士の事務所が集中しており、ジェンダーによる依頼あるいは専門の偏りがあることが見て取れた。

調査目的であるジェンダーに関連する研修については、両弁護士によれば、体系的あるいは受講を推奨されているジェンダー法学、ジェンダー関連科目のコースは提供されていない。ジェンダーに関しては、関連する立法等、法的に新たな進展があった場合に個別対応で研修コースが提供されるとのことである。たとえば、ドイツにおける最近のジェンダーにかかわる重要立法であるDV法、ストーカー法については個別の研修が実施された。研修は弁護士会主催を含め民間で計画実施されているため、公務員である裁判官・検察官が参加することは自由であるが、税金でまかなわれている公務員向けの研修に弁護士が参加することは、正当性の問題があり、不可能である。このように法曹を公務員と個人事業者という公私に明確に分類する考え方自体が、ドイツ（あるいは大陸法）型の法曹の養成・継続教育制度のあり方に規定されていることが指摘できよう。

研修の受講は、上記のように資格取得・更新の要件であるが、資格とはかかわらずとも、弁護士法上、自己研鑽が義務であるため、研修を受講する動機付けは存在する。ただし、法的義務付けとはいっても、具体的な内容の指示や報告義務は課されていないため、「倫理規定」である。ただ、近年毎年さまざまな重要な法律の立法、改正がEUや対米、国際社会とのかかわりで相次いでいるため、研修は受けなければ実務上の能力維持は難しいであろうとの指摘があった。

民間の継続教育提供主体について、興味深い例を紹介しておきたい。この主体は、ドイツ女性法曹団体（Deutscher Juristinnen bund：以下DJB）よばれ、ドイツで最も歴史ある女性専門職の団体である。（法曹が主であるが、他の専門職女性も少数であるが会員に含まれている。）DJBはドイツで女性が法曹資格を取得できるようになって間もない1920年代に結成された、法曹を中心とする初の女性専門職の団体であり、ナチスの解散命令を受けて解散、戦

後再結成された。Plett教授によれば、会員数も多く、政治的に活発であり影響力の強い団体である。DJBは、立法過程への参加だけではなく、継続教育目的のものも含め、研修、大会、セミナー、講演会等を実施している。

職業横断的な女性法曹の団体であり、恐らくその点において、立法過程において政府から諮問を受ける資格と実力を兼ね備えた女性団体であるといえよう。実際に、女性・ジェンダーにかかわる法律（男女平等法、DV法、ストーカー法、強制結婚禁止法、FGM禁止法等）の立法過程においても、政府から法案段階で諮問を受け、国会での意見表明を依頼される唯一の女性団体である。本調査の協力者であるゲッティンゲン検察の検察官、またブレーメン地区裁判所裁判官、ツェレ連邦上訴裁判所裁判官なども有力なメンバーである。現職の検察官・裁判官が任意の民間団体のメンバーとして活発に意見表明や講演、啓発活動を行うというところが、日本の現状からは極めて括目すべきものと思われた。しかし、個人としての政治的立場の表明や啓発活動を行うことは思想信条と表現の自由の範疇であることは疑いがなく、単に憲法（基本法）によって保障された基本的人権の行使に過ぎない。日本人として驚くこと自体が日本の政治的自由の状況を照射しているといえよう。

## ②調査協力者の個人履歴

個人履歴の聞き取り目的は、調査対象者が全員女性であったこともあり、どのような経歴を経て法曹となり、その後実務上でどのような処遇を受けているのかについて知ることで、聞き取り内容の整理と解釈に役立たせることにある。

自己紹介の後、裁判官、検察官はともに裁判所組織と検察組織の概要及び組織内の昇進・職務評価のあり方について詳細に説明くださった。本稿は継続教育制度を扱うため、ここでは詳述はしないが、裁判所・検察庁いずれにおいても昇進にかかわる実務実績、実務研修、評価等の方法と基準が非常に明確である。一定の研修と評価（「第3次国家試験」と裁判官は表現していた）を受けて要件を満たしていると認定されれば昇進が認められる。昇進せずに行政職を選ぶことも、また現在の職務内容を選ぶこともまた、可能である。裁判所・検察庁ともに、少なくとも形式的には誰に対しても同じように昇進の機会があり、方法と基準が明らかで公平であり、第三者から見ても透明性の確保された制度であって、税金で運営される司法部門の説明責任を果たすに十分な制度であるといえよう。したがって、裁判官と検察官が異口同音に現在の自分の職務上の地位は自己選択の結果であり、満足していると述べていることには一応得心が行く。

また、ドイツにおいては法曹資格を得た女性は裁判官・検察官に進むことが多い。それは、公務員としての身分保障と仕事の配分の自律性があるからである。女性は家庭生活との両立を考慮するため、身分と収入の保障がある職業を選ぶ。法曹という専門職資格があっても、個人事業主である弁護士は、産休に対する保障はなく、大きな事務所では出産は解雇の危険を伴うのである。裁判官・検察官は第二次試験の成績で選抜されるため、女性は成績がよいため希望

すれば採用され、女性の採用数が増加している。

しかしながら、たとえば裁判所において上級審の裁判官に就任するためには、上級審裁判所は少数であるので必然的に転居等を伴い、昇進に必要な研修も連邦上訴裁判所において研修を受けることが要件である。結果的に、ドイツにおける女性のジェンダー役割観も要因となって、女性には「ガラスの天井」、あるいは「自己選択」による回避行動と心理的合理化がみられる。

個人事業主である弁護士は、上述のように、収入が保障されないが、大きな法律事務所では雇主が妊娠出産（とそれに伴う家族責任）に否定的であるため、個人事業主は女性が多くなっている。また、家族にかかわる領域を専門とする女性弁護士が多い。伝統的に「男性的」領域とされる儲かる経済関連と刑法関連の専門弁護士はやはり男性弁護士が多くなっている。そのため、弁護士にはジェンダーによる偏りは専門だけでなく収入額にも格差を生じている。調査協力いただいたSchmidt弁護士は、収入の点で安定を得るために経済学を学びなおし、経済法を専門領域とすることにしたという。

### 3. 小括

ドイツにおける法曹継続教育は、公務員（裁判官・検察官）と民間人（弁護士）とで制度が分かれており、それぞれに多様な研修を受ける機会が提供されている。他方、民間団体によって法曹全体に研修の機会が提供されており、政治過程においても女性法曹として団体を結成していることが大きな意味をもっている。

ドイツにおける近年の法曹養成教育改革は、裁判官養成モデルを根底から揺るがしうらと思われ、モデルに規定される形で公／私を厳密に区別し、法官（裁判官・検察官）と私人（弁護士）とに分けて実施されている現行の継続教育制度のあり方も改革が必要となるであろう。このことは、今後の日本における法曹継続教育のあり方の検討にも同様に大きな影響を持つものと思われ、本調査でえられた知見が有用であると思われる。ジェンダーに関する継続教育についてドイツに学ぶべき点は、法曹が自由に意見を表明できる環境を整え、女性法曹としてジェンダーにかかわる諸問題に共に取り組むことが、どのようにすれば可能となるかであろう。これは法曹継続教育を超えた大きな問題である。

## IV. 裁判官の継続教育：リヒターアカデミーと提供プログラムについて

本章では、裁判官と検察官の法曹継続教育を担当するリヒターアカデミーについて、資料とウェブサイト（<http://www.deutsche-richterakademie.de/dra/index.jsp>）を参考に触れておこう。

### 1. 制度と沿革

ドイツ・リヒターアカデミー（Deutsche Richterakademie）は裁判官と検察官に、司法の各

分野にわたって、その専門領域における継続教育 (Fortbildung) を超地域的に提供する制度である。この制度は、彼女・彼らに政治的・社会的・経済的および他の科学的発展に関する知識と経験を伝達することを目的とする。連邦と州が共同で運営・資金援助しており、トリーア (1973年～) およびヴストラウ (1993年～) に施設がかまえられている。

リヒターアカデミーの沿革を簡単に紹介すると、1968年に「巡回式リヒターアカデミー」に関する司法大臣会議が開かれ、全連邦地域の裁判官と検察官のために、さまざまな場所で、およそ40の継続教育を開催することが提案されたことにはじまる。1969年にはリヒターアカデミーを特定の場所に設置することとなり、1970年にラインラント・プファルツ州トリーアを選定、1973年よりプログラムが開催された。1990年10月3日の東西ドイツ統一のあと、旧東ドイツの諸州の裁判官と検察官もリヒターアカデミーの継続教育プログラムに参加することが可能になった。1991年には第二のリヒターアカデミーの会場としてブランデンブルク州ヴストラウが採用された。

1993年以降、リヒターアカデミーは連邦政府と16の州政府によって支えられる。トリーアとヴストラウでは、毎年130から140のコースが開催されており、年間およそ5000人が参加している。この制度は1973年以来35年続いており、これまでに2965のコースが開催された。用意された席は111380席、全参加者数は101680人であり、利用率は91.3%であるという。

## 2. プログラムの内容

コースの内容は連邦と州政府によるプログラム会議で決定される。裁判官と検察官の職業団体およびアカデミー指導部は助言的に参加・協力する。各コースは連邦および各州の司法当局が担当する。たとえば、ゲッティンゲンの属するブラウンシュヴァイクの管轄の裁判所 (ニーダーザクセン州) からは、2008年には9コースが開催されている。

各コースの開催期間はおよそ1週間、年間を通じて開催されている。年間プログラムは1年前に決定され、ホームページとPDFで公開される (2009年のプログラムは2008年8月の段階ではまだ公開されていなかったが、10月にはインターネット上に公開されている)。最新のアクチュアルなテーマは、10月の2週間に行われる秋期アカデミーで扱われることになっており、直前になるとインターネット上で公開される。参考までに2008年にアクチュアルなテーマとして開催されるコースを、日程・テーマ名・実施州・実施場所を紹介しておこう。コースの詳細な内容については、ホームページ上でさらに閲覧できるようになっている。

### ①2008年秋季アカデミー (Herbstakademie)

- ・2008年9月29日 - 10月3日、「貸付担保法に関する問題」 (Probleme des Kreditsicherungsrecht)、バーデン＝ヴュルテンベルク州、トリーア
- ・2008年9月29日 - 10月3日、「新扶養法に伴う最初の経験」 (Erste Erfahrungen mit dem neuen Unterhaltsrecht)、バイエルン州 (2008年1月からの扶養法改正がもたらした諸問題を扱う)、

トリーア

- ・ 2008年 9月29日 - 10月 3日、「家族紛争における学際的協力—速められた家族訴訟手続き」  
(Interdisziplinäre Zusammenarbeit im Familienkonflikt – Beschleunigtes Familienverfahren)、  
ブランデンブルク州、ヴストラウ
- ・ 2008年 9月29日 - 10月 3日、「経済刑法における今日的要点」  
(Aktuelle Schwerpunkte im Wirtschaftsstrafrecht)、実施州記載なし、ヴストラウ
- ・ 2008年10月 6日 - 10月10日、「両親間の暴力による子の福祉の危機および仲裁裁判に関する  
法律改正法の子どもの権利に関する観点」  
(Kindeswohlgefährdung durch elterliche Partnerschaftsgewalt und die kindschaftsrechtlichen  
Aspekte der FGG-Novelle)、ザールラント州、トリーア
- ・ 2008年10月 6日 - 10月10日、「社会法典Ⅱに関する裁判の今日的発展」  
(Aktuelle Entwicklungen der Rechtsprechung zum SGB II)、メクレンブルク-フォアポンメル  
ン州、トリーア
- ・ 2008年10月 6日 - 10月10日、「長びく訴訟手続き期間を回避するために適した手段としての  
柔軟な裁判官配備と効果的な勤務監督とは？」  
(Flexibler Richtereinsatz und effektive Dienstaufsicht als taugliche Mittel zur Vermeidung  
überlanger Verfahrensdauer?)、ブレーメン州、ヴストラウ
- ・ 2008年10月 6日 - 10月10日「少年犯罪法における今日的要点」  
(Aktuelle Schwerpunkte im Jugendstrafrecht)、シュレスヴィヒ-ホルシュタイン州、ヴスト  
ラウ

以上概観したように、2008年度はトリーアとヴストラウにおいてそれぞれ4テーマずつ、計8テーマが開催された模様である。

## ②子ども、外国からの参加者

受講者は未就学児の預け先としてヴストラウとトリーアにある幼稚園を利用できるので、会議事務所に個別連絡するよう要請されている。本調査において聞き取り調査を行ったゲッティンゲン連邦地方裁判所・地区裁判所副所長Marahren氏によると、たとえばニーダーザクセン州では、ニーダーザクセン州男女平等法 (Niedersächsisches Gleichberechtigungsgesetz (NGG)) によって、リヒターアカデミーのプログラムの受講中にかかった保育費用をあとから補填することができるようになったという。

外国からの裁判官と検察官の参加も、席が空いているかぎりではゲストとして参加可能である。

## ③プログラムの構成

プログラムの構成は次のように分かれている。

1) 司法専門のプログラム (2007年度は48%) (割当ノルマ45%)

- ・ 民法的テーマ 45.3%
- ・ 刑法的テーマ 39.1%
- ・ 専門的裁判のテーマ 15.6%

2) 専門包括的なプログラム (31%) (割当ノルマ30%)

- ・ 学際的・国際的・ヨーロッパ法的テーマ

3) 訴訟手続き指向のプログラム (21%) (割当ノルマ25%)

④ジェンダーに関連するプログラムの事例

とくにジェンダーを一つのテーマとしてかかげているコースが用意されているわけではないが、ジェンダーに関連するものを2008年のプログラムからあげてみると、以下のようなコースが準備されている(秋季アカデミーのコースは除く)。日程・テーマ名・実施州・実施場所の順に記載する。

- ・ 2008年2月24日－3月1日「刑事訴訟手続きにおける性暴力被害者の扱い、とくに子どもと青少年の扱い」(Der Umgang mit Opfern sexueller Gewalt innerhalb des Strafverfahrens, insb. mit Kindern/Jugendlichen)、ブランデンブルク州、ヴストラウ
- ・ 2008年4月7日－4月12日、「養育権および面接交渉権における子どもと両親からの司法的聴取」(Die richterliche Anhörung von Kindern und Eltern in Sorge- und Umgangsrechtsverfahren)、ヘッセン州、ヴストラウ
- ・ 2008年6月15日－6月22日「婚姻・家族法概論」(Einführung in das Ehe- und Familienrecht)、ザクセン州、ヴストラウ
- ・ 2008年8月17日－8月24日「法、暴力、攻撃」(Recht, Gewalt, Aggression)、シュレスヴィヒホルシュタイン州、トリーア(このコースでは、家族における暴力も扱うと紹介されている)
- ・ 2008年8月31日－9月6日「上(中)級者向けの家族法」(Familienrecht für Fortgeschrittene)、ノルトライン＝ヴェストファーレン州、トリーア
- ・ 2008年9月7日－9月13日、「家庭内暴力—家族法と刑法の観点、ストーキングと児童虐待」(Gewalt in der Familie – familien- und strafrechtliche Aspekte, Stalking und Kindesmissbrauch)、ヘッセン州、トリーア

⑤2007年度の年次報告書

リヒターアカデミーのウェブサイトには2007年の年次報告書が掲載されている。それによると、2007年のリヒターアカデミーのプログラムは継続教育の要請にふさわしいものであり、コースの質はきわめて高い。全体評価は昨年度より若干さがったとはいえ、9ポイント中7.7ポイント



であり依然として高い水準にあると自己評価している。また、開催行事への関心は以前よりも大きくなってきているという。

同報告書には参加者の職業集団の割合も記載されている。その内容は以下のとおりである。

通常裁判権の裁判官	2483 (人)
専門裁判権の裁判官	901
うち、行政裁判権	341
労働裁判権	212
税務裁判権	79
社会裁判権	240
憲法裁判権	1
特許裁判権	28
検察官	868
その他	164
コース指導者	141
総計	4557

このうち、女性の参加者は以下のように推移している。

2003 (年)	35.3%
2004	33.9%
2005	36.8%
2006	36.4%
2007	36.0% (1640人)

ちなみに、裁判官のうち女性の占める割合は2006年では33.23%、検察官では36.55%である (cf., 2002年においては、職業裁判官20901人中、女性の裁判官は6291人 (30.11%)、検事5150人中、女性は1699人 (32%) [村上=守矢、マルチュケ：222頁、225頁])。継続教育の参加者は、法曹の男女比とほぼ比例しているといえるだろう。

以上、リヒターアカデミーの概要について記述してきた。各コース、とくにジェンダー関連のコースへの参加者数や男女比、講義の具体的な内容とそれに対する聴講者の反応などを詳細に知りたいところだが、残念ながらホームページからはそこまでは分からない。この点に関しては、リヒターアカデミー主催のコースの講師と現在コンタクトをとっているところである。当事者からの聞き取り調査を敢行できれば、ドイツにおける法曹継続教育の現状についてさらに詳細に把握できることと思われる。この点については今後の課題としたい。

## V. おわりに

以下、今回の調査によって明らかになった点を整理しながら、その限られた知見の範囲ではあるが、ドイツ法曹継続教育について若干の考察を加え、最後に今後さらに調査が必要である点を整理して、結びに代えたい。

まず、明らかになった点は、ドイツにおける法曹継続教育は公私の明確な区別に基づき、公務員たる裁判官・検察官にたいする研修は州と連邦政府が責任を持ち、私的事業者たる弁護士は強制加入・任意加入の弁護士会が実施している。いずれにおいても、ジェンダー法学／理論のみが取り扱われるコースは常設されていない。ジェンダーにかかわる諸問題に対応する個別立法等が行われれば、当該法を扱う個別コースが提供される。法曹の継続教育はいずれにしても義務ではないため、法曹全体へ新しい視点が浸透することは困難であろう。

このような「分離型」の継続教育制度は、法曹養成制度が裁判官（法官）養成モデルであることに大きく規定されており、その意味でドイツ型であるといえる。さらに、このような法曹養成モデルは、法曹が当該社会において果たすことを求められている役割とも密接に関連している。つまり、ドイツにおいては18世紀から法曹といえば法を運用する決定的役割を果たすこと、つまり裁判官としての能力を期待されてきたのである。但し、第Ⅱ章で見たように、ドイツは近年裁判官養成モデルから弁護士養成モデルへと法曹養成課程の重心を移しつつある。したがって、法曹養成モデルに適合的な継続教育制度への移行が今後の課題となろう。

公務員への継続教育実施責任機関であるリヒターアカデミーは、第Ⅳ章で見たように、多種多様なコースを年間計画的に提供しており、受講者も一定以上集めていることから、義務的継続教育（MCLE）ではないが、実質的な効果を持っているものといえよう。また、注目すべきであると思われるのは、コース、プログラムの公開性である。誰からもアクセスが容易な形で、税金で実施される法官の継続教育の内容を示すことは、税金使途の説明責任のみではなく、法官への社会的評価や信頼を確保することに資すると思われる。このようなCLEのプログラム、コースの公開性、入手の容易性は、ドイツのみの特徴ではないことが本科研調査によって明らかになっているため、「先進国型」とさしあたりは位置づけうる特徴である。

裁判官・検察官の場合は、業務上のトレーニングの機会もある。たとえばDVや性暴力に関しては担当検事が配置されているため、継続教育がコースを提供していないとしても業務上のトレーニングは実施されており、結果として、ジェンダー法的知見が業務遂行上必要である地位にある公務員には共有されていると見られる。

弁護士に関しては実質的には専門弁護士制度が「継続教育」として果たす役割が大きいと思われるが、「専門」にジェンダーによる偏りがあるため、ジェンダー法学的知見が実務家に広く浸透することは困難であろう。但し、弁護士においては、依頼者のニーズにこたえるという、市場に規制される形ではあるが、必要とする弁護士は一定の知識を共有していることが期待さ

れうる。(問題は、依頼者がそれを知る方法であるが。) 専門弁護士資格を取得しない場合は、弁護士会と、その他の任意加入団体が提供するコースを任意で受講することになる。しかし、競争の激化が上述のように(第三章) 現実のものである以上、何らかの専門性形成および研鑽の必要は全ての実務家に共有されるであろう。弁護士が一体として、今後どのように質的コントロールを実現する道を選ぶのかは、EUからの要請も含めて注目に値する。今回協力を得た女性弁護士によれば、任意加入の弁護士や専門職女性の団体が提供する、経営、顧客との話し方、説得技術、服装といったセミナーは実際に有用であり人気があるという。さらに、2003年以降の実務重視の養成を受けた法曹は、それ以前の法曹とは異なるニーズをもちうる。ニーズの多様化、専門分化への対応と質の確保とに答える継続教育が今後はいっそう必要とされるであろう。

リヒターアカデミー、弁護士会による公式の継続教育制度(弁護士は「専門弁護士制度」を想定)に加えて、任意団体による多様なセミナーが提供されており、それらは実質的には継続教育機能を果たす非公式の機会提供である。また、女性法曹団体が市民団体として一定の影響を持つ形で活動していることも、特徴的である。問題は、参加は任意であり、個人の時間と業務の余裕がなければ難しいことであろう。その点、公務員が時間と仕事の裁量の点で活発に参加することが可能であるのに対し、休業が業績(収入)に直結する個人事業主である弁護士は、参加が困難であろう。しかし、個人事業主が女性に多く、女性の専門性がジェンダー関連領域に偏りがちな状況では、もっとも必要とされているところに必要な知見は届かないことになる。ここに、市場による規制と個人責任に研修を任せることの限界が指摘できよう。

最後に、今後の調査の課題についてであるが、第一に、リヒターアカデミーのコース実施内容について、より詳細な情報が求められよう。第二に、専門弁護士の資格認定と実態についても情報収集が必要となろう。また、市民団体によるセミナー等の内容についても、テーマを絞って詳細な情報を得たい。また、本稿でも述べたように、ドイツにおいては法曹養成制度改革が実施されていることから、法学部における教育のカリキュラムとジェンダー視点/ジェンダー法学の位置づけを明らかにして、法曹再教育におけるジェンダー視点/ジェンダー法学のあるべき位置を探る必要があるだろう。

引用・参考文献一覧

- 小野秀誠 (2003) 「転換期におけるドイツの法曹養成の動向」『法の支配』2003年10月、131号、52-64頁。
- 黒田忠志 (2006) 「法曹教育・法職就任男女同権化の比較法史—20世紀前半の独・日・米における法制度改革を中心に—」(一)(二)『甲南法学』46巻4号27-73頁、47巻2号159-222頁。
- 佐藤岩夫 (2001) 「ドイツの法曹」『比較法研究』63号、14-25頁。
- 鈴木重勝 (2000) 「ドイツにおける法曹養成の現状と改革(1)」『早稲田法学』75巻2号、2000年3月、1-104頁。
- バルテルス石川・アンナ (2004) 「ドイツにおける法曹養成制度の改革〔上〕」『書齋の窓』2004年11月号、7-12頁。
- 姫岡とし子 (2001) 「ドイツ統一十年とジェンダー」仲正昌樹編 ゲアラッハ、マイホーファー、姫岡とし子 著『ヨーロッパ・ジェンダー研究の現在』お茶の水書房、96-120頁。
- フランシス・エリザベス・オルセン (1997) 「アメリカ法の変容 (一九五五—一九九五年) におけるフェミニズム法学の役割 (上) —日本のポストモダニズム的理解に向けて」『ジュリスト』1997. 9. 1 (No. 1118)、78-120頁。
- ヴォルフガング・ゼラート (2005) 「ドイツ法曹養成の光と影」松本尚子訳 『上智法学論集』49巻1号、2005年8月、181-210頁。
- 村上淳一=守矢健一=ハンス・ペーター・マルチュケ (2005) 『ドイツ法入門』有斐閣。
- Ulrike Schultz, "The Status of Women Lawyers in Germany," in *Women in World's Legal Professions*, edited by Ulrike Schultz and Gisela Shaw. Hart Publishing, 2003, pp. 271-293.
- <http://www.deutsche-richterakademie.de/dra/index.jsp>
- <http://www.deutsche-richterakademie.com/index2.php?id=17&tl=6&table=inhal>
- ドイツ、リヒターアカデミー。2008年7月30日参照。
- [http://www.uni-bremen.de/veranstaltungen/vorlesungsverzeichnis?pi\\_semester=WiSe2008%2F2009](http://www.uni-bremen.de/veranstaltungen/vorlesungsverzeichnis?pi_semester=WiSe2008%2F2009)
- ブレーメン大学法学部カリキュラム。2008年9月30日参照。